## ダイヤビックひばり会 会則

本格的な高齢社会を迎え、介護予防、健康寿命の延長、元気高齢者づくり等の必要性が高まっています。また高齢者の積極的な社会参加が求められていますが、それには、効果的なきっかけづくりが肝要です。従来、高齢者の体力作り・維持のためにはゲートボール等の軽運動があげられていましたが、ダイヤ財団は、より積極的に高齢者の体力作り・維持を図ることを目的として、若年者の間で普及しているエアロビックを応用した、高齢者向けのエアロビックプログラム「ダイヤビック」の開発を行いました。

このダイヤビックの普及のためダイヤビックひばり会が発足しました。

(名称)

第1条 この会は「ダイヤビックひばり会」という。

(事務所)

第2条 事務所は公益財団法人ダイヤ高齢社会研究財団(以下財団)の中に置く。

(目的)

第3条 この会は、高齢者向けのエアロビックプログラム「ダイヤビック」の高齢者自身による 普及活動に取り組み、高齢社会の要請に応えることを目的とする。

(活動内容)

- 第4条会員は目的達成のために以下の活動を行う。
  - (1) ダイヤビックの普及活動
  - (2) 自己技術の研鑽
  - (3) その他、会の活動に必要な事業への参加

(活動報告)

第5条 会員は活動の結果を会長に報告する。

(会員の資格)

第6条 この会は財団が認定した、ダイヤビック・インストラクターの内、第3条の目的に賛同 するものを構成員とする。

(入会)

第7条 会員の入会については、会の目的に賛同することを確認の上、会長が承認する。 (会費)

第8条 会員は会の運営のため一人につき年間2,000円の会費を納入する。 ただし、10月以降の新入会員の当年度会費は半額とする。

(退会)

第9条 会員は会長に申し出て任意に退会することが出来る。その年の会費を6月末まで に納めない場合自動的に退会扱いとする。ただし、いつでも再入会は妨げない。

(役員)

- 第10条 役員は会員の意見を徴し、次年度の役員候補者を次年度総会までに決定する。
  - 2. 役員候補者は、総会で、参加会員の過半数の多数決により選任される。
  - 3. 会長1名を置く。会長は役員の互選により選任する。
  - 4. 会長を除く役員については次の通りとし、会長が役員の意見を徴して指名する。

副会長 2名以内

運営委員 若干名

事務局員 若干名(広報担当、配員調整担当、会計担当等)

監事

(役員任期)

- 第11条 会長、役員の任期は原則総会から次年度の総会までの1年とするが、再任は妨げない。 (運営)
- 第12条 この会は会長、役員が運営に当たる。ただし会員の協力を得ることを妨げない。
  - 2. 会長は役員会を必要に応じて開催する。
  - 3. 総会は年1回5月に開催し、会員の2分の一を超える参加をもって成立する。
  - 4. 運営の必要に応じ財団の助言を得る。

(会計・会計年度)

- 第13条 会計年度は当年4月1日より翌年3月31日とする。
  - 2. 他団体よりの活動助成金を受けた場合は特別会計にて処理する。

(会員の特典)

- 第14条 会員には次の特典がある
  - (1) エアロビックプログラム(ダイヤビック)を使用して、活動することができる。
  - (2) 普及活動への参加の斡旋、紹介を受けられる。
  - (3) 普及活動の状況などの情報提供を受けられる。
  - (4) 毎月開催の研修会・教室および財団主催の研究会に参加できる。

(改定)

第15条 本会則の改定は役員会で協議し総会で決定する。

(疑義)

第16条 本会則に定めの無い事項、または疑義が生じた場合は、会員の意見を徴し、会 長および役員が協議して対応する。

## 附則

平成15年4月1日制定

平成15年5月1日6.会費の項 改定

平成16年7月1日2.(2)項 追加

平成18年3月1日 全面改訂

平成20年5月1日 第10条役員の項 改定(監事)

平成22年5月28日 会費の項 等改定

平成24年4月27日 第8条会費の項 改定、第14条4項 削除

平成27年4月24日 第6条 会員の資格の項 改定、第8条 会費の項 改定、

第9条 退会の項 改定

平成28年4月22日 第10条第2項 一部削除(指導委員)

平成31年2月8日 第8条会費の項 改定、第10条役員の項 改定

第11条役員任期の項 改定、第12条運営の項 改定、

第14条会員の特典の項 1項追加 第15条改定の項 改定